

## いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会大田原市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会大田原市実行委員会会則第13条第5項の規定に基づき、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会大田原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 各専門委員会の名称並びに実行委員会常任委員会からの付託事項及び委任事項は、それぞれ別表のとおりとする。

(役員)

第3条 各専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから実行委員会会長（以下「会長」という。）が指名する。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、専門委員会に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。

4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 専門委員会は、必要があると認めるときは、部会を設置し、専門的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させるものとする。

2 部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条並びに前条第1項、第2項及び第5項の規定は、部会において準用する。

4 部会委員の任期は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会大田原市実行委員会会則第8条第1項及び第2項の規定を準用する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年1月29日から施行し、実行委員会が解散した日限り、その効力を失う。

附 則

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報及び啓発に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 歓迎及びおもてなしに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技会の準備及び運営に関すること。 2 競技施設及び関連施設の整備に関すること。 3 式典に関すること。 4 炬火イベントに関すること。 5 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊及び配宿の計画に関すること。 2 環境衛生及び食品衛生に関すること。 3 医療救護に関すること。 4 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送警備 専門委員会	1 輸送計画に関すること。 2 交通及び駐車場対策に関すること。 3 警備及び消防防災対策に関すること。 4 その他輸送警備に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。